

淀川水系流域委員会 第62回委員会

議事録（確定版）

○この議事録は発言者全員に確認の手続きを行った上で確定版としていますが、以下の方につきましてはご本人未確認の文章となっております（詳しくは最終頁をご覧ください）。

綾委員、西野委員

日 時 平成19年 9月19日（水）
午後 5時20分 開会
午後 8時15分 閉会
場 所 京都市勧業館みやこめっせ
B1F 第1展示場 B面

[午後 5時20分 開会]

1. 開会

○庶務 (日本能率協会総研 近藤)

それでは、20分になりましたので、淀川水系流域委員会第62回委員会を開催したいと思います。

宮本委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

はい。それでは、委員会を再開したいと思います。先ほどの議論の続きで、原案の59ページからの「上下流、本支川バランスに基づく治水対策」から質疑応答したいと思うのですが、きょうのもともとの委員会の予定は猪名川の治水対策、大戸川ダム・天ヶ瀬ダム再開発、第2部は川上ダム・上野遊水地・丹生ダム、それから利水ということを経川管理者からご説明願うということの予定になっておりましたけれども、先ほどの治水に関する基本的な考え方のところをやはり議論しておかないとダムの必要性も説明できないというふうなことでございますので、引き続き治水の基本的なことについて質疑応答したいと思います。傍聴に来られた方々でそれぞれ川上ダムあるいは丹生ダムについて聞きたかったのにというふうな方がおられると思うんですけども、そういうことでございますのでご理解をお願いしたいというふうに思います。

2. 審議

1) 治水・防災 (淀川・宇治川、木津川、桂川) に関する基本的考え方についてに関する補足説明について

○宮本委員長

それでは、この59ページからの、先ほど一部議論しておりましたけども、上下流バランスの考え方から質疑応答に入っていきたいと思います。休憩が入ったんで何となくちょっと間があいてしまったんですけども、どなたからでも結構でございますので質問をお願いしたいと思います。ございませんか。はい、西野委員、どうぞ。

○西野委員

西野です。6ページの上の計画規模洪水対応のところと9ページの図とを比較してちょっとわからなかったところがあったのですが、6ページの上の計画規模洪水対応で見ますと、例えば黒津が流下能力 $550\text{m}^3/\text{s}$ となっています。ところが、9ページの下の方の戦後最大洪水対応 (天ヶ瀬再開発あり、川上ダムあり、大戸川ダムあり) の計画規模洪水では黒津の流下能力というのが $280\text{m}^3/\text{s}$ となっております。この違いというのは、黒津のところでは河道改修を行って、その分流下能力を高めるということでしょうか。もしその場合、私、前の計画ではそういうふうになっていたかどうか

ちょっと記憶がないのですが、前の計画のときもそうであったかどうかというのもお答えいただきたいんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。今ご指摘いただいた点、 $550\text{m}^3/\text{s}$ と $280\text{m}^3/\text{s}$ の件ですが、 $280\text{m}^3/\text{s}$ というのは現況の流下能力でございます。それで、 $550\text{m}^3/\text{s}$ というのは大戸川ダムが整備されたときの、今これは滋賀県が管理されている大戸川ダムですが、大戸川ダムの改修が完成すれば $550\text{m}^3/\text{s}$ になるということ、 $550\text{m}^3/\text{s}$ の河道整備をするということの計画になっております。従来と異なるかということですが、これまでと変わらないです。

○宮本委員長

西野委員、よろしいですか。

○西野委員

9ページの下のところを見ていただいたら大戸川ダムありで黒津が $280\text{m}^3/\text{s}$ になっておりまして、6ページの上の方では黒津の方は計画河道、洪水調節施設計画で $550\text{m}^3/\text{s}$ になっていますので大戸川ダム以外の施設等で $550\text{m}^3/\text{s}$ になっていると思うんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ご質問ですが、9ページにあるときが $280\text{m}^3/\text{s}$ であるのに対して6ページの上のときに $550\text{m}^3/\text{s}$ になっている理由ということによろしいでしょうか。

○西野委員

そうです。9ページの方は天ヶ瀬再開発・川上ダム・大戸川ダムありとなっていて、6ページは計画河道、洪水調節施設計画ということですので大戸川ダム以外に何かほかに施設等があると思うのですが、それは何でしょうかということです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

9ページの下が、上も下もですが、 280 になっておりますのは、これは大戸川ダムがあるなしにかかわらず、大戸川自身の河道については現況と同じというふうに仮定して計算をしているものでございます。

○西野委員

9ページの下です。9ページの下も大戸川ダムありとなっていますが、黒津が 280 。まあ、ほかのともそうなのですが、その違いというのは河道改修ということでしょうかということです。黒津付近の河道改修ということでしょうか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

ほかに施設があるのではなくて、河道改修をやっているのかやっていないかの差です。9ページの時点においては河道改修をやる前ということで整理しております。で、6ページの方は、これは将来目標ということですので550m³/sまで改修をした整備後ということでございます。

○西野委員

それはわかりました。それで、お聞きしたかったのは、その場合、以前の大戸川ダムのご説明でもこの黒津のところの河道改修というのは含まれていたのでしょうか。といいますのは、ちょっと私の記憶違いかもしれないのですが、ダムをつくるから下流は改修しなくてよいというようなお話だったように記憶していたので、ダムもつくるし、下流の黒津地点についても改修をするということです。まあ、ちょっと後で確認しますが、要するにダムもつくるし、下流も河道も改修するということですね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

はい。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

ちょっと数字は正確ではないですけども、大戸川は滋賀県が管理しておられるので滋賀県の計画ですけども、それでいくと多分900何十m³/sとか1,000m³/s近い洪水が100年に1回の割合で出てくると。で、大戸川ダムをつくって、残り河道で550m³/s流れるようにすればその洪水が安全に流れるという計画をお持ちです。今のところそういう計画を県の方は考えておられるということで、ダムをつくらなかったら河道を、例えば900m³/sとかの河道をつくらないといかんけれども、ダムがあればそれは550m³/sの河道でいいという、そういう説明を以前させていただいていると思います。

○宮本委員長

とりあえずよろしいですか。

○西野委員

はい。

○宮本委員長

それではほかにご質問。そしたら、ちょっと私。

○綾委員

ちょっとすいません。

○宮本委員長

ああ、どうぞ、どうぞ。

○綾委員

ちょっと教えてほしいのですけれども、現行の工事实施基本計画ですと、上流の開削、保津峡とか岩倉峡の開削、そういうものも含めて淀川本川には1万2,000m³/s 流下するという、流下するといえますか、含めて流れてきても1万2,000m³/s が枚方地点で来るという形で河道改修を進めているということでしたね。それで現況の流下能力が今1万500m³/s ぐらいになっているわけですよ。それでよいわけですね。それで、私、ちょっとよくわからないのは、それが多分200年に1回というような確率の雨量で、その改修後という話だったのですけれども、これを見ると、戦後最大規模ですか。それぐらいの規模でも、まあ1万500と1万2,000なので1,500ぐらい違うんですけども、それぐらいの規模、流量で言えばね。規模で言ったら何年ですか。200年に1回から大分下がってきますね。50年に1回とか、それぐらいのところになってくるのですけれども、それぐらいでもやはりそれほど上流に、工事实施基本計画に書かれているような上流部の大規模な改修をしなくても十分危ないという結論ですよ。そういうことでよろしいんですか。だから、私としては何か、下流の住民としては非常に何かだまされているというか、非常に心もとないというような印象を受けたのですけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。今の綾委員のご質問は、例えば6ページのときに、上の図で申しますと、これは最終的に、将来的に河道やダム等が整備をされたときに、今1万2,000m³/s 流れてきているということとを前提として、この下の方の、今これは現況の施設で言ったときに、これは同じ雨が上も下も降っているわけなのですけれども、そのときでも、これを見ると、1万500ほど流れてくると。この差が非常に小さいのではないかと。今でも危険ではないかということをおっしゃっているのでしょうか。それであればこのとおりでございます。

○綾委員

いや、そうではなくて例えば、あっ、そういうことですね。いや、そうじゃないんです。ごめんなさい。ちょっと私も混乱していますけれども、たしかここには出てなかったけど、前回の、例えば桂川の改修をすると何か非常に下流に大きな影響が出てくると。そのために大戸川を入れないといけないというような話になってきているわけですよ。だから、その差がちょっと余りにも大きい印象を受けるんです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

上流の河道改修、つまり下流に流量の増をもたらすようなメニューをやった場合の表は9ページの上の図です。ですから、現況は6ページの下ですから1万500m³/sであります。今回のこの整備計画のメニューで下流に流量増をもたらすようなメニューをすべて実施すると1万1,600になります。ですから、全体で、その差で申しますと、1,100ふえることになります。

○綾委員

はい、わかりました。結構です。

それで、ついでに確認しておく、いろいろ出ていますけれども、先ほどちょっと宮本委員長からもあったのですけれども、黄色とか赤で出ているということは、こういう降雨があったときには上流は破堤、破堤とは言いませんけれども、越水して氾濫してしまい、現況河道では流下しませんということの意味しているわけですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

ここで用いている数字は、破堤ということは想定しておりません。堤防がすべて流し切るという仮定で、下流側にとってこれ以上の流量増はないという仮定で計算したものです。

○宮本委員長

だから、あれでしょう。これは、越水はしているけども破堤していないということで下流に対してどれだけ到達しているかという計算だということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○綾委員

だから、破堤というのは取り消しますけどね。

○宮本委員長

後ろで手が挙がっていますよ。何か違う意見があるんじゃないの。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 広域水管理官 中込）

河川部の広域水管理官の中込でございます。今の話の補足だけ。

淀川流域はすごく大きな流域になっておりまして、地形的にもいろいろと変わっているところがあります。例えば山付きのところ、いわゆる氾濫した水が拡散しないで流れてくるところは流れてくるなりにやっていますし、それからあとは氾濫した水が広がっていくような、拡散していくところについては水が戻らないような形でもって計算をしているという形でもってやっております。

○宮本委員長

計算についてはかなりいろいろと聞かないといけないところもあると思うのですが、基本的なことを、前の現地視察でも私は確認したのですが、ちょっと聞かせてください。質問の答えをいただいているのですが、どうもよくわからないので。

原案の59ページの一番上の黒枠のところに「上流の築堤や掘削等の河川改修に伴う下流有堤区間における人為的な流量増による堤防の決壊は極力回避する。」ということが書いてあるわけですね。これは非常にいいことで、私はこれがまさにこの憲法だというふうに思っているのですが、これと、その次の括弧なんですけれども、「整備のあらゆる段階において、計画規模以下の洪水に対しては、淀川本川の水位が計画高水位を超過しないよう水系全体の整備を進める。」というふうに書いてあるわけです。で、前にお聞きしたときには、一番上の括弧ですね。要するに、上流で何かして下流の有堤区間に悪さをさせないということは決してある限定した洪水だけではなしにさまざまな超過洪水を含めてそれでチェックするんだというふうに私は理解していたのですが、それと、この真ん中の計画規模でチェックしているということの矛盾があると私は思うのですが、それについて説明してください。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。きょうお持ちしている資料の中にはそれを示している資料がございません。先ほど申しましたように、超過洪水についても幾つかの規模を想定してこの上流・下流の関係がどのようになるのかということについて計算をして今整理をしているところです。きょうお持ちしてお示しできればその議論ができたのですが、これについては早急に整理をしてお持ちしたいと思っております。

○宮本委員長

わかりました。そうすると、それについては次回以降説明願えるということですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

はい。

○宮本委員長

それと、一番下の括弧なんですけれども、これは狭窄部の上下流のバランスのことを言っているんですけど、これについては整備計画目標とする洪水が発生した場合に狭窄部入り口で流量がふえるかどうかということを言われているのですが、これも狭窄部上流で何かをしたときに下流の有堤区間に影響を与えないかということやさまざまな規模の洪水で当然チェックするべきやと思うのですが、それはそれでいいんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

はい。

○宮本委員長

では、それもまた次回出てくるということでしょうか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

はい。

○宮本委員長

わかりました。それともう1点は、これは狭窄部への流入量がふえているかどうかということでチェックされているのですけれども、狭窄部上流の流入量がふえたところで、例えば岩倉峡でしたら10何km狭窄部があつて、下流の有堤区間の例えば加茂とか木津までの間には当然低減もあるはずなんですけれども、下流の有堤区間に対してのいわゆる「流量増がどうで、水位がどう変化するか」というチェックをするべきであつて、狭窄部の流量がふえるというチェックは全然ポイントが外れていると思うのですけれども、それはそういうことでいいのでしょうか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

井上です。ここで書いてあること以前に重要なことは「下流の方への負担というようなことをどういうふうに扱うのか」ということですので、今委員長がおっしゃっていたように、ここで書いてあることだけではなくて、狭窄部の上下流の中でその狭窄部を開削した場合にどのような影響が出るのかというようなことを超過洪水も含めて見るというようなこととして考えております。ここで申し上げているのは、狭窄部を開削する以前の状態として、まずは上流部において極力貯留機能を確保しましょうと。できるだけ貯留機能を確保して下流に負担をかけないようにいたしましょうというようなことを考えるときの目安としてここに記述しております。

○宮本委員長

そういう回答ならわかったんですけれども、この文章で回答されている回答は全然そんなことを書いてないですよ。何かわけのわからないぐじゃぐじゃした文章が書いてあつて全然この答えになってないので、ぜひ文章もちゃんとそういうふうな答えにしてくださいよ。そうでないと文章に書いてあることと今おっしゃっていることがちよつとずれていますので、その辺お願いしたいというふうに思います。

ほか、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。私の質問でちよつとはっきりしないことが。1-2-1の176番です。かいつまん

で言いますと、私は基礎案までに「計画規模の洪水」であるとか、今度原案に出しておりますね。

「計画規模の洪水」とか「計画高水位」というのが私としては唐突に出てきたというふうに思っていますね。それで、基本方針が出た後になって急に原案でこの言葉が中心に、こういう概念が中心になって計画がいろいろ立てられておるということに対してなぜでしょうかという質問をしたつもりなんです。質問の書き方が悪かったかもしれませんが。

それに対して、エッセンスのところは一番最後のポツがあるところだと思うんですけども、「下流淀川の堤防補強がおおむね5年程度で完了する目途がたったこと」、これが1つですね。もう1点、「現在の河道の中で、実際に起こったことのある洪水すら安全に流下させることができない箇所が存在すること等」、これが今の「計画高水位」とか「計画規模の洪水」という概念を原案に持ち出したという理由のように書かれていると私には受け取れるんですが、もう一度説明していただけないでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。基礎案のときの記述は、下流部の方で堤防が脆弱化していると。それを最優先に取り組むということで、それに集中しているということで、上流の改修については河川の状況の進捗を見て考えるというふうになっておりました。ですから、その上流側の改修に伴う下流への影響というようなことを検討した結果の答えにはなっていないというところです。

今回の原案におきましては、下流においてその当時は最優先でやっていたものについて5年間である程度堤防補強で安全性が確保されるというめどがたったと。そうなれば、上中流部の改修ということも流下能力でおくれている箇所について手当てをしていこうと。そうなれば、上流からの流量増がありますから、それについて下流との関係を検討しなければならないというときにやはり今下流の堤防が持っている実力として計画高水位以下で安全に流すということを考えなければならぬということでこの検討をしておるというところでこのような記述にしております。

○千代延委員

はい、わかりました。これは計画高水位以下で流すという考え方が入ったということであれば、要するに違うのは、超過洪水のところを一度ネグって考えていますからね。その範囲であればこういうふうになるのはわかりました。先に進んでいただいて結構です。

○宮本委員長

この59ページのところの上下流のバランス、それから狭窄部の上下流バランス、ここがすごく大事な、ダムの必要性もこれからスタートされているわけですからここについては委員が疑問点があったまま進むとまずいと思うのですけれども、先ほどのあれでは計画規模だけではなしにさまざま

な超過洪水に対しても下流に対して悪さをさせないということを考えるということでしたのでそれについての説明が次回以降あるということかなと思っっているのですけれども、ここはよろしいですか。

では、また何かあったら。次に進むということにいたしまして、次、原案の60ページで、神崎川、猪名川はちょっと置いておきまして、整備目標ということがあります。この整備目標ということに関しては「過去に流域で経験したことのある洪水に対して被害を生じさせないことを目標」というふうに書いてあるのですけれども、基礎案で言う、いかなる洪水に対しても破堤による被害の回避・軽減を流域全体の目標にすると。それから、一番初めの方に、また前回、前々回も説明がありましたけれども、いかなる洪水でも被害を軽減させる、人命最優先というふうな説明があったのですけれども、そのこととこの既往最大洪水を安全に流下させるということのつながりが私にはわからないのですけれども、それについて説明をお願いします。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。戦後最大規模、既往最大洪水に対処するというのと、あらゆる洪水に対処するというのととは考えている視点が異なっていると思います。まず、戦後最大洪水の対応というのは、整備途上のある途中の段階として河道がどこまで安全に流下できるかということと河道内で流そう、安全に流下させようとするどどのレベルに達しているのかということでお示したものです。

ページで申し上げますと7ページの上でございましてけれども、今現況の状況があって、将来形として計画規模に対応していた河道というものが縦軸で左側に並んでおります。上から現況、一番下が計画規模になっているわけですが、その中間の通過点として戦後最大洪水が上中下流においても安全に流下できるような河道状態があるのではないかとことを示しているわけでございます。

これは河道の器の方の話でございまして、今度は外力の雨の方を考えないといけないと思うのですが、雨の方につきましては、計画規模で今ここでは数字でお示しをしておりますが、このさらに右側に超過洪水としての計画規模を上回る雨があるわけですのでそのときにどのような状態になっているのかというのを確認するというので、それを次回か次々回か、近いうちにお示ししたいと考えております。

○宮本委員長

いやいや、お聞きしたかったのは、まずいかなる洪水においても破堤による被害の回避・軽減を最優先でやるんだという目標があったわけですね、基礎案のときには。その目標というのは今回の原案ではなくなっているんですか、それとも生きていますか、どちらなんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

生きております。

○宮本委員長

生きていますか。では、なぜそれが原案の中には文言として入っていないんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

井上です。明確に読めないということなのかもしれませんが、47ページをごらんください。47ページの「治水・防災」のところの3行目から4行目にかけて「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合でも被害をできるだけ小さくすることができるよう、」云々ということでございまして、常に我々施設能力を上回る超過洪水についてもこの中で考えているということです。

○宮本委員長

基礎案のときには流域全体の目標として最優先で取り組むというふうに書いてあるんですよね。これは最優先ではなくなったわけですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

いかなる洪水にも対処するというのを最優先というのではなくて、破堤をさせないということをも最優先ということ考えているわけですね。

○宮本委員長

だから、破堤による壊滅的被害の回避・軽減を流域全体の目標として、それに対する施策を最優先で取り組むというのが基礎案に書いてあるわけですね。目標としてね。それはこの原案でもそういうことなんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

これをすべて施設対応するわけではございませんけれども、ハードもソフトも含めていかなる洪水でも。

○宮本委員長

それはいいんだけど、だからそれは最優先で取り組むと。それはそうなんですかと聞いているわけです。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上)

今のおっしゃっているのは最優先とその次のというのがなくて、それはいつも常にいかなる洪水に対しても被害を最小化するという基本的な考え方だと思います。

○宮本委員長

いやいや、ですから、戦後最大を安全に流下させるということと、破堤による壊滅的被害の回

避・軽減を最優先ですということと、どちらがまず優先なんですかと聞いているわけです。河川整備計画は優先度の問題なんですよ。「何でもやります」ではないわけですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

私どもこの12ページでお示ししておりますのは、下流の安全度ということにつきまして堤防の補強を5年間で実施して、それで下流についての安全度が確保される状態で中上流部の方をすることによって、流域全体の目標として被害を最小化することについては基礎案のときと掲げている目標として変わりはないと。

○宮本委員長

いやいや、それはいいって。そんなことはどうでもいいんですよ。その施策を最優先で取り組むと書いているわけですよ、基礎案では。それが変わったのかどうかということを知っているわけですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

最優先で取り組むのが5年でめどが、下流部については堤防の安全性が5年間で確保される見込みが立ったということです。

○宮本委員長

それは全然違うじゃないですか。先ほど、越水対策についてはまだ具体的にどうするかわからないから、それについては具体的にどうするかということ、事業費が幾らかかるかということについて次回以降説明すると言われたでしょう。だから、今の原案にはそれは入っていないわけじゃないですか。それが5年間でできるんですか。その5年間でやるというのはハイウォーター以下の浸透と洗掘対策でしょう。だから、今の越水対策は入っていないじゃないですか。

○宮本委員長

川上委員、どうぞ。

○川上委員

川上です。私、前回の委員会でもその点を指摘したんですけども、「整備途上の段階で施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合」、つまり47ページの先ほどの上から3行目のところですね。それから、もう少し下の4. 3. 1の「危機管理体制の構築」の2行目にも「超過洪水を意識した上で、」と書いてあるんですけども、いずれも施設能力を超えるような洪水や超過洪水の場合はソフト対策でしか述べてないんですよ。このような洪水に対してハード対策もですね。先ほど委員長がおっしゃったように、浸透や洗掘対策だけではなくて越水をも、越水しても破堤しないような堤防を優先的に整備するというふうな文言がこの原案の中に盛り込まれていなければならないと

私たちはずっと今までの流域委員会の中でも言ってきたわけです。

○宮本委員長

それについては文言として入ってないけれども、「越水対策についてはどういうことをやって、事業費は幾らです」ということを次回以降説明されるということを部長がおっしゃったわけですよ。それはそれで結構なんですけれども、そういうことを当然含めて最優先でやるということはそれでいいんですねということを聞いているわけです。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

だから、そこはそういう意味でいくと同じではないということだと思います。基礎案と原案で考え方が全く同じではないということだと思います。12ページの表に書いてあるとおりですが、要は基礎案のときには「破堤による被害を回避・軽減させる施策を最優先で取り組む。」ということで、実際に高規格堤防と堤防強化というもの以外にはいわゆる中上流部の流下能力を向上させるというメニューが何もないということだったと思います。狭窄部上流とか一連区間という例外的な取り扱いを除いてということですが、それに対して今回は、先ほどからも説明していますように、中上流部で非常に流下能力が不足しているところがあるところにも重心を置いていますので、それもやっていくと。要は、これで言うと、黄色い文字で書いてある分が原案は基礎案よりもふえているということです。

ですから、その上に書いてある堤防補強あるいは堤防強化というのはやるんですけれども、それだけをやってほかはやらないという意味であれば最優先と言えるわけですが、ここは同時並行でやっていくと。そのときに器としての計画高水位以下についてまず何か丈夫にするという堤防補強という分を、これはまさに最優先というか優先的にやる、それがなしに中上流をいじることにはできないということなんです、最低限それを行った上で、かつ流量がふえた分については洪水調節施設とセットにすることで中上流の整備に移っていけるということが書いてあります。その際に「では、堤防強化はやめてしまうか」というとそうではなくて、これまでどおり引き続いて堤防強化にも取り組んでいくと。だから、メニューとしては同じようなものが入ってくるはずだということなんです。

○宮本委員長

だから、そこがまるっきり違うんですよ。そうでしょう。今までこの5年間6年間みんな現状を分析して、現場へ行って、そして今のあの堤防の状態、それからそれに守られている地域の状態というのは非常に怖いと。特に下流部。だから、破堤による壊滅的被害を何とかしのいでいこうということを最優先でやりましょうということが基礎案だったわけですよ。

それを今回「まあ、それもやりますけれども、戦後最大を安全に流すことをやるんです。戦後最大を安全に流したら、上流で掘削するから、下流に悪さするおそれがあります。だから上流でダムカットします」というストーリーなんですよ。まるっきり違うんですよ、考え方が。

だから、そこをなぜ基礎案のときのあの考え方と、今回はどちらかといえば優先は戦後最大を流すということが優先になっているわけですよ。なぜそこが変わったのかと。それを説明してくださいというのをもう一番初めから言っているわけですよ。その説明がまるでないじゃないですか。それでいろんな数字を、流量がどうだこうだと言われたって、まるっきり意味ないんですよ、それは。その説明をしてほしいわけですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

きょう出した資料での説明もそのつもりでやっているわけですが、1つはまさに中上流部の流下能力不足というのをこのまま未来永劫ほっておくことはできないということです。もう一方で最優先で破堤による壊滅的被害の回避・軽減を目指すのは目指すのですが、これは先ほどの堤防強化のときもあったように、いつになったらできるというめどが今持ててないわけですよ。それは、ある意味、中上流部はこのまま何も改修せずずっと置いておくということになるわけです。

○宮本委員長

中上流部を何もせずにほっとけなんて言ってないじゃないですか。今、越水対策でしぶとくやりますよと言うたでしょう。それをまずやるべきじゃないですかと言うているわけですよ。今の発言でしたら、「そんなもん、いつまでたってもできませんわ。だから中上流部もいつまでたってもできませんわ」と。結局初めから破堤による被害の回避・軽減の超過洪水対策をやる気がないということじゃないですか、そうなるよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

いや、それは逆です。やるんですよ。逆に言うと、基礎案のときには中上流部の改修がいつできるかというのが示せてなかったわけですよ、最優先でやるのは堤防の強化だけですから。堤防強化をやりながら中上流部の改修にも移っていくための最低保証として。

○宮本委員長

だから、その破堤回避ということを最優先でやるということが変わって、「それも何か知らんけど一応やるつもりですわ。しかし、中上流部の戦後最大洪水を安全に流すということを優先的にやります」というのが今回の原案だから、なぜそうなったのかということの説明してくださいと言っているわけですよ。

まるっきり考え方が変わっているんですよ。何か追加したとか追加してないじゃないんですよ。

もう治水の考え方が根本的に変わっているわけですよ。それをちゃんと説明してくださいというわけですよ。なぜ戦後最大を安全に流すんだと。なぜ戦後最大なのかと。戦後最大よりも1割増し2割増しじゃなしに、1割減2割減じゃなしに、何で戦後最大なのかと。そのことによって全然変わってくるわけですよ、計画のアウトプットが。

それを皆さんが共有しないことには「はい、戦後最大で決めました」と。「これは何か知らんけど割り切りで決めました」と。それじゃ、アウトプットがどんどん変わるんだから、説明にならないじゃないですか。そこが最大の説明責任を果たすところですよ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

井上です。今の点で理由についてお話をしたいと思います。

まず、下流の方に最優先で取り組むと。その基礎案でしております「破堤による被害を回避・軽減させる施策を最優先で」というこの施策の中身なんですけれども、基礎案の中には目的としての回避・軽減させる施策というのは書いておりますけれども、具体的にどこについてどういうふうな工法でどうやってという事業費も内容も示せてないような状況です。

それから、今後取り組むということでは言っていたのですけれども、先ほどお話をしたように、であればもうこれは100年も200年もずっとこの間でやるのかと。多分そういうことではないと思うんですけれども、今その解が見つかっていないという状況です。どこまでやればできるだけ被害を軽減できるのかというその効果の度合いが算定できないと。ただ、我々は何もしないのではなくて、少なくとも堤防の補強というようなことについてはもうはっきりとわかっている部分ですので、これについてはきちんと費用をかけて、時間をかけて対処すると言っているのがこの原案でございます。

それ以上、それに加えてさまざまな工夫をして、天端の被覆工であるとかドレーンにあわせて押さえの盛り土をしたりとか、いろいろなことでやっていく中でそれは少しは越水対策に対してプラスのことになると思うので、そういうことについては今よりはよくなるということを期待しているわけでございますし、今この時点だけにとどまらずにいろんな工夫をしていきたいというふうに思っておりますが、どこまでやれば越水対策について完全になるかは今だれもわからないと思います。その状態のままずっとほうっていきわけにはいかないということで今この。

○宮本委員長

だから、そんなことを言うたらいつまでたってもできないじゃないですか、超過洪水対策なんて。「いつまでたっても答えは出ません。そんなことは答えが出ませんから中下流部の掘削をするんです」と。そしたら、またそれで下流に負荷を与えるわけでしょう。その繰り返しを今までやってき

たからそれを変えましょうというのが今までの6年間の議論じゃないですか。そんなええかげんな説明せんといってくださいよ。それはだめですよ。

○河田委員

ちょっといいですか。例えば、具体的に、2002年の西ヨーロッパの水害はエルベ川の上流で500年に1回の雨が降ったんですよね。ですから、ゲートが壊れちゃってダムからあふれたというのはそういう状況で、プラハの町も水没したわけですよね。

そういう状態が淀川流域で起こらないという保証がないじゃないですか。ですから、超過洪水の数字は出していただけるとのことなんですが、そういうことが起こったら河川管理者としてはどういうふうに対処されるんですか。それが何にも書いてないじゃないですか。

例えば、ここに自助努力で情報の共有化とか、あるいは避難を早くしてもらおうとかと書いてあるんですが、例えば今国土交通省ではバリアフリーを大変勧められているんですよね。これは弱者には非常にいいんですが、バリアフリーというのは一端水が市街地に入るとあっという間に地下に水が入るということですよ、段差がないんですから。ですから、例えば氾濫原でマンションの地下に駐車場をつくる時は少なくとも道路上で50cmぐらいの浸水があってもすぐに地下に水が入らないような、そういう構造の町づくりをやらなければいけないんですよ。これが実は流域管理なんだけれども。

要するに河川としては堤防の中だけで、あるいは堤防自体でこれを防ごうとすると非常に無理がある。ですけれども、越水してスパッと切れてしまったら、これはもう高速の氾濫水が大量に入ってきますので、まずいわけですね。ここに何ら言及することなく、昭和28年の13号台風の既往最大を流す、下流は十分だけれども中上流でパンクするからそこを何とかしたいと。これは現実の路線としてはわかるんですが、だからといって、「いや、その異常な状態は我々今何とも仕方がありませんので」と、そういう申し開きはできないと思うんですよね。そこもちゃんと考えていただかないと。

そんなこと起こったら困るんですけれども、現に起こるわけですよね。名古屋だって350年に1回の雨が降っているわけですよね。そうすると、大阪でそういうことが起こらないという保証はないじゃないですか。起こったときはどういうふうに言われるわけですか。「想定してなかった」って、そんなことで許されるわけないでしょう。だけど、ここにはそんなこと一言も書いてない。

自助努力だって、「情報と避難を早くしてください」って。それなら、町の構造はほったらかしでいいのかと、そういうことになるじゃないですか。だから、もう流域管理となると、これは河川局だけの話じゃなくて地域全体の話ですよ。そこまでやっぱりやる覚悟がないと、「流域管理」なんて言葉は使えないと思うんですよね。実態は河川局が管理しているところで何とかしたいとい

う思いだけでやっておられるからそういうことになってしまうので。

ですから、やっぱり超過洪水対策というのはそういう先っぽの目標がクリアに出てくるという非常に大きなメリットがありますので、それが全然ここに書かれていないから、要するに破堤、表のり面だけいくら難浸透性にしたって、草つきの裏のり面が越流した途端にバサッといくのはもう常識じゃないですか。それをそのままにしておいて、一部区間だけやりやすいところから高規格堤防にやっていくと。そこは大丈夫だと。そういうことは要するに枚方から下流の左岸でも差をつけているということじゃないですか、現実には。そういう行政をやっておきながら、超過洪水対策は「いや、高規格堤防だけだ」と言っているところに非常に矛盾があると。ですから、堤防の強化が5年でできると。それはあくまでもハイウオーターまでの話であって、それを超えることは何も書いてないというのはちょっとおかしいのではないのかと。

それから、既に中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会では、今度26日にありますけれども、荒川については500年や1000年に1回の雨が降ったらどうするというのを議論するわけです。これが来年の8月で終わったら次は淀川だと言っているわけです。これは内閣府の中央防災会議が言っているわけです。決して国土交通省が言っているわけではありません。ですけども、国交省もそこに入っている。全省庁的にやっているわけです。そういう流れが見えている中で超過洪水対策の具体的なことが何も書いていないというのはちょっとおかしいのではないかというわけです。

○宮本委員長

まさにそのとおりだと思いますよ。ここがあれなんです。最大ですよ。ここを乗り越えなかったら、次の大戸川ダムの必要性とか、論理的につながらないじゃないですか。これは、河川部長、お願いします。

○河川管理者(近畿地方整備局 河川部長 谷本)

おっしゃることはよくわかりますし、そのとおりだと思います。まさに絶対壊れない堤防というのがつくれない限り、超過洪水を考えようと思ったら流域まで含めてきちんとやらないといかんと、それはそのとおりだと思います。そのことについて、今、原案の中に何も基本的には書き込んでいません。それはまた原案の中での不足している点だということだと思います。

これについては、今まさに超過洪水のいろんな状況について、どんなことが起こるのかという計算をしています。一生懸命、計算機を回している最中ですので、これが出次第お示しをしますと言っていますけれども、そのときにあわせてそういう考え方をお示ししないと先の議論にならないと思いますので、これはきちんと整理をしたものをお示しをさせていただきます。

○宮本委員長

そしたら、基本的なところについては、この原案の中身ももう一回見直すということも含めて、これからデータと一緒に出してもらうということでもいいですね。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

はい。

○宮本委員長

そしたら、その基本的なところはそういうことでしたので、ほか、いろんなことで質問というか、わかりにくいところがあるかと思うのですけれども、どんどんおっしゃってください。どうぞ。

○深町委員

私は新しく変わったので、過去の経緯から全部よくわかってない部分はあるんですが。

先ほどの河田先生のお話にもあったように、何となく今の意見を聞いている、原案についてのご説明を聞いていると、ダムさえつくったらすべてが解決するというような部分が非常に強く聞こえてしまっていて。そうではない、いろんな災害のあり方があって、あふれているということは、もっとソフトのことを考えたりとか、本当に国土交通省の枠を越えたいろんな取り組みの中で対応していくというような基本的な考え方みたいながないと。

それから、もし基礎案と原案がそんなに大きく変わらないというふうな、やり方自体は全然違うのですけれども、そうした場合、いろんな河川環境とか、もっと違う側面から本当にどういうふうな整備のあり方が必要なかというふうなこともセットで、やっぱりこの原案を考えていく必要があると思うんですけれども。

その点は、まあ後から出てくるのかもしれませんが、とにかく水をどう流すかというようなことで終始してしまって、もっと本当は河川については総合的に考えながらいい案を出す必要があると思うんですが、そういう部分が非常に不足しているように感じますが、その辺はいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

河川部長の谷本です。きょうは、たまたま治水の議論を説明させていただいているのでそこに終始していると思っています。前回もそうでした、また次回もその環境のことをご説明したりご意見をいただく時間がありまして、そこでそういうことをやる。それから8月29日でしたか、原案を出してすぐのこの委員会の場で、この原案というものの位置づけとかを少しペーパーで説明して、その中にも書いてあったはずなんですけど、若干言いわけめいていますけれども、その十分に議論が尽くせなくて書き切れてない部分もあって、それは今後、ここの場だとか住民や自治体から意見をい

ただいていく中で中身を充実させていこうと思っているということと、もう1つ、その原案をこういう冊子にまとめる構成上、環境とか治水とかという章に分かれて書いてあるのだけれども、実際にやる施策は横断的なものがいっぱいあって、治水にも関係するし環境にも関係するものもあるので、別途そういう横断的な整理もしたいと考えているというふうに申し上げます。ただ、言うただけでまだできてないので、申しわけないですけども、そういう整理もあわせてやっていきたいと考えております。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○田中委員

田中です。ご専門の方々の議論の中で、ちょっと素人っぽいことを申し上げたいのですが。

このピーク流量の設定につきましては、資料なども出ていますけれども、次第に高く設定しておられますよね。昭和29年にはピーク流量は8,650ですか、淀川、枚方地域で。そしてその後、また46年には約倍の1万7,000m³/sです。今回、又ピーク流量をあげ、ピーク流量はだんだん高くなっていて、そして基本高水の設定はダムに求めるという、つまりこの手法がずっと続いているわけです。

どこまでいってもこういうやり方を続けていったのでは、河川の治水の限界というものがもう来ているのではないかと。つまり、流量を下流でふやしてはその基本高水をダムに求める。これでは、幾らたってもダムが必要になってくるという、この路線は変わらないと思います。流量を大きくしてはその度にダムをつくる、では将来的展望がありません。

その一方で、きょうの冒頭にもありましたけれども、流域対応。ソフト対策は一定の減災効果が期待できるが洪水の規模を小さくすることなどできないと書いてありますが、最近の洪水の現象、被害を見ていまして、流域におけるその環境の改変というものは大きく治水に影響していると思います。それはもちろん、土地の改変によりますけれども、里山が削られ、田んぼがなくなり、山がなくなり、ふもとまで住宅化し、降った雨が一齐に、地下に吸収されないで、側溝を伝ってどっと川へ集中していきます。この現象は、ピーク流量がすごく早くなって、従来なら貯水・保水能力のあるそういう環境があって、じわじわと洪水ピークも上昇していく時間がありましたが、今やその到達時間が一遍に早くなって、逃げる暇もないというふうな、そういう現象が今起きつつあるわけですね。都市の中小河川でよく御存じだと思います。

例えば、降った雨がどれだけ地面にしみ込んでいくかという流出係数は河川流域の特質によって定められていますが、それが低く保たれるよう流域面の環境への対応が重要です。今、大きな課

題はピーク流量が早くなり、大になっていく根本原因を解決することからはじめなければならないと思っています。

○宮本委員長

はい。それではですね。ああ、どうぞ。

○千代延委員

千代延です。直接今の議論に関係していませんけども、先ほども治水の最も重要なところで説明をお願いしたんですが、これからの説明について河川管理者にひとつお願いをしておきたいんです。

基礎案というのは、2年以上前ですけれども、河川管理者が淀川流域委員会との間でキャッチボールをしながら河川管理者があそこまで作り上げてこられたもの。それからダムについては、河川管理者がおとし7月に5ダムの方針を出されたもの。それから、それ以降、流域委員会も幾つかの意見書をまとめて提示しております。

この6年以上にわたり長く審議したこと、お金を使ったことについては、大変非難も出ておりますけれども、その審議・結果や河川管理者がまとめてこられたことからのつながりをうまく私どもにわからせていただくように説明いただかないと、今度、原案がいきなりぼっと出たようにやられますと、どうしても議論を蒸し返すことになります。そこのつながりについてお願いするようになってしまいますので、これまた効率の上からいえば悪くなります。今後いろいろな説明の準備をしていただきたいと思います、過去の経緯というのをやはり重視していただいて、それで今こういう原案をつくったのだというふうな説明の仕方をできるだけお願いしたいと思います。

○宮本委員長

この上下流バランスのところは、質問書というか質問で幾つかの委員から出ているのですけれども、例えば澤井委員も出ていますけれども、いかがでしょうか。

○澤井委員

澤井です。私は随分先ほどに質問しましたけれども、どこもかも同じように守ることが非常に非効率なことであると考えていて、必ずしも上流とは限らず、下流であってもあふれても比較的被害の少ないと考えられるところは意図的にあふれさせるということが施策にあってほしいというふうに思っています。

○宮本委員長

あとだれかな、ああ、どうぞ。池野委員。

○池野委員

池野です。先ほど委員長がちょっとまとめられたので、狭窄部の問題だけ少し。

狭窄部は基本的には自然条件というのか、まさに人が住む以前、川ができるときからの条件だろうと思うので、ここをさわるのか、さわらないのか。さわることについては非常に慎重になるべきだ。

それで1つ、この基本方針ですか、整備基本方針では、開削を行う場合には下流のより高い堤防への区間の過度の集中を防止するというような表現があって、それで今回でも、計画高水位以下で流せる中流部の河道の改修というような文言がある。

要望は、この辺は非常に慎重でないといかんので、データを示して説明するというお話ですので、下流部・中流部、何か言葉を使い分けしておりますので、その辺もきっちりわかるように、ついては非常に慎重にならないといかん問題だろうと思っておりますので、十分納得できる説明、準備だけお願いしたいと思っております。

○宮本委員長

狭窄部に関しては、今回も開削は慎重な態度をとっているわけですね、原案でね。なぜかといったら、下流に対して狭窄部をあけると負荷を与えるからということですよ。

だから、そこもよく説明してほしいのだけれども、保津峡は下流に負荷を与えるからさわらないと。しかし、嵐山と、それから中・下流部は広げますと。何で今までずっと亀岡は保津峡開削を待ってて、それは下流が危ないからだめだ、だめだと言ってきて、それに対してやはりまだ継続してだめだと言うわけですよ。保津峡開削はしないけれども、嵐山と、それから中・下流部は開削しますと。下流に悪い影響がありますと。しかし、それはカバーしますと。その説明もね、ぜひこれはお願いしたいと思うんです。今できますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

河道の改修をするということで築堤をすること、あるいは掘削をするということで下流に流量増があるわけですけど、そのときには下流側で十分安全のように受け皿ができているということが条件だと思いますので、それについてはその中流部の対応であれ上流部の対応であれ、基本的に下流に対して負担をかけないというふうな、受け皿の範囲内で負担をかけないというふうな形については変わらないというふうに考えています。

○宮本委員長

僕が言っているのは、下流に悪さをするのは、保津峡をあけるということに関しても、嵐山を掘削して中下流部を掘削するにしても、下流に対する影響については同じでしょうと言っているわけです。なぜ保津峡はそのままほっておいて、まあ言えば唐突に嵐山と中下流部の掘削は出てくるのですかということ、その説明をちゃんとしてくださいと。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 井上）

これは9月5日のときにすごく大まかにお示ししましたが、最終的な計画河道をつくるまでの間には狭窄部というものを考えております。ただ、その順序というものがありますので、まずはその下流の方でその十分な受け皿ができた状態で上流の改修ということになりますので、今回の場合でも、まず先に手をつけるのは、枚方の方での下流の安全度が確保されているめどが立ったので中流部に移っていくと、それも下流側の方から移っていくということで進めているところです。それは順番にやっていかなければ、中流部で十分な流下能力がないまま上流部の方での流量増をもたらすような改修はできないというふうに考えております。

○宮本委員長

だから基本的に、その下流に対して悪さをしないという大憲法を今まで持ってきたわけけども、それを今回はやっぱり変えているわけだから、そこをきちっと説明してくださいよということです。まあもういいです、それは。

あとですね、基本的なところは、ああまだおられますね、例えば上下流のところでは本多さんとか質問を出していますよね。何かありますか。

○本多委員

上下流に関して。

○宮本委員長

うん、上下流のバランスについて。いいですか。

あとは、川上さんはさっき言われましたね。では、大体その辺については出たんですかね。

それでは、そこは一応、また次回以降、データを示して説明していただけるということですので、あと個別の川のところについて入っていきたいと思います。

まず、桂川について何かご質問、これは川崎委員、何か言われていましたよね。桂川の掘削と景観について何かご質問されてましたよね。

○川崎委員

質問の内容は利用と治水の問題ではなくて、景観面の話であり、前回の質問というの範疇です。

○宮本委員長

いいですよ。治水との関連ですから。でしょう。

○川崎委員

治水の理論的根拠云々と景観の問題は少し離れて独立と私は思いますので。

○宮本委員長

ああ、そうですか。では、とりあえずはいいですか。

○川崎委員

はい、ありがとうございました。

○宮本委員長

あとは、住民の意見・質問の中から、嵐山の改修をされるということだけれども、景観も含めて、伝統あるいは歴史の継承という意味からどういうふうに配慮していくのだというふうな質問がありますけれども、それはどうでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。嵐山については、まだ現時点でこういう整備をしますというふうにきちっと固まっているわけではございません。当然、整備の順番として、今後下流からというお話もありましたように、進めるとすると下流の大下津のところの整備をやって、当然その後という格好になりますので、そういう意味ではまだ少し時間があるという中で、景観的に非常に重要なところですし、そのほかにも自然環境等々を含めて、十分な検討を行いながらその具体の計画を固めていくということになってまいります。

○宮本委員長

個別の川についてありませんか。では、ちょっと先へ進めますけれども。

宇治川については、住民の方から大変多くの、現況流下能力の評価も含めてどうしていくのだというふうな質問が出ているのですけれども、これはあれですか、もうこのペーパーでお答えになったということでもいいんですか。それとも説明しないといかんのですか。どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

淀川の吉田です。宇治川については、特に塔の島付近の整備についていろいろとご質問が出ています。

質問に対するその回答の中にも書いていますように、お時間をちょうだいして、現時点で考えている計画案について説明させていただきたいというふうに考えております。ただ、現時点では次回と思っておりますけれども、ちょっときょうのこの流れでいくとどうなるかなというふうに思っております。

○宮本委員長

では、宇治川についての詳しい説明は、また次々回か何かを用意するということですね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

はい。

○宮本委員長

そういうことですね。わかりました。

あとは、本当に皆さん、個別に質問があったらどんどん聞いてください。

あと、洗堰の全閉操作を行わないということですが、ただし下流の方に危ないときには、その真にやむを得ないときには全閉するというふうに書いてあるんですけども、これは現在でも下流が危ないときには全閉することになっているのですけれども、何が現在のルールと違うんでしょうか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森)

琵琶湖の津森でございます。基本的には今の全閉操作というのは、下流が危ないときに全閉を今は原則としてルール化しています。今度検討しなければいけないのは、原則として、全閉をしないとき、どのような場合であれば全閉もやむを得ないのかきっちりと我々検討するとともに、上下流、滋賀県さんとか下流府県さんと議論しなければいけないと思うんです。

今までの工事实施基本計画ですと、洗堰の全閉というものを、原則的にしていたのですが、これから行うのは、閉めないということを原則として進めていくことです。ではそこをどうやって処理していくのか。また、基本的には流すということを考えている中で、全閉しなければならない真にやむを得ないときというのはどういう場合なのか。また放流することを前提にした場合に、宇治川、天ヶ瀬ダムまでにその流量を何とか処理できないのかということを検討していかなければならないと考えています。

基本的な考え方として、下流が危ない場合は閉めるというのは変わらないのですが、そこに至る過程を工夫をしなければいけないのですが、そこを今後検討しますということです。

ここに書かれているように、全閉を原則としてからルールをつくった場合と、全閉をしないとしてルールをつくる場合が、実際、私もどのようにつくっていった方がいいのか、まだこれから検討していかないといけないと思っています。いずれにしろ、基本方針の中で全閉はしないということを定めましたので、それに向かってルールを考えていかなければならないと思っています。すいません、ちょっとわかりづらかったかもしれません。

○宮本委員長

説明者がわかりづらいと言ってはるんですから、そらわかりづらいですよ。

要するに、その洗堰全閉はしないということが何か出ただけけれども、どうするかというのはま

だこれから検討しますということですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

そうです。整備計画期間の中で検討したい、その上で上下流それぞれ調整をしたいというふうに考えております。

○宮本委員長

またそれは、ちょっと後でまた。はい、どうぞ。

○川上委員

しかし、その問題は戸川ダムの復活と密接に関係しているわけでしょう。ということは、原案にちゃんと書かれてなければいけない、もしくは追加してでも出さなくてはならないというものはないんですか。早急に。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

関係してないので、今書いてないということです。

○宮本委員長

戸川ダムと全閉問題は全然関係ないという答えですか。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森）

そうです。

○宮本委員長

ああ、そういうこと。

○川上委員

質問の173の項目のところに、私は「基本方針において、淀川の枚方基準地点の基本高水のピーク流量を、 $17,000\text{m}^3/\text{s}$ から $17,500\text{m}^3/\text{s}$ に変更された根拠を、戸川ダム整備との関係に即してわかりやすく説明して下さい」という質問を出したんですね。これに対して、ちょっと最初をはしょりますけれども、「瀬田川洗堰の全閉操作を行わないこととしています。このため、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとしたため $500\text{m}^3/\text{s}$ の増となっています」というふうになっているわけですね。

先ほどのご説明で、洪水時は $500\text{m}^3/\text{s}$ ということを考えられたというのはここでわかったんですけども、平常時は $173\text{m}^3/\text{s}$ 、設置前は放流されているということがありました。戸川ダムとこの瀬田川洗堰との操作の関係というのは、全く関係がないというふうに私はちょっと考えられないのですけれども。

○宮本委員長

だけど関係ないとおっしゃってますよ。はい、河地先生。

○河地委員

この原案の65ページ、下4行からはっきりと書いているんじゃないですか。「大戸川ダムを整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし」と。

○宮本委員長

ああ、そしたら、やっぱりこれは関係あるのかな。

○河地委員

完全にリンクした話であって、別の話ではない。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部長 谷本）

谷本です。これは小委員会の中でも議論があったところです。

もともと琵琶湖沿岸に住む人から見たときに、洪水、大雨が降っていてこれからどんどん琵琶湖の水位が上がっていく、先に淀川の水位が上がるのですけれども、琵琶湖は1日おくれですがこの後上がっていくというときに、淀川を守るために洗堰が閉まっていくと。ついに最後は1滴も出なくなるという状況が生じるということは非常に耐えがたいというようなご意見が滋賀県から強く出されていたわけです。

状況は違いますけれども、例えば保津峡とか岩倉峡という狭窄部は、狭いなりにも閉まりはしないわけですから、狭窄部なりには出ていくのに、洗堰だけは出ていかないと。まあ100年前の洗堰がない状態だったら、瀬田川は今より小さかったけど、小さいなりに何ぼか出ていたわけだから、そこまでは戻したいというような考えがあって。それはある意味、理解できることだから、そういう方向を目指そうという話をしておりました。

これは目指そうということで、具体的に、では今洗堰を全部閉めて琵琶湖から1滴も出ないこと的前提で天ヶ瀬ダムの容量とかがかつかつされているわけですから、その分余分に出てきたら天ヶ瀬ダムが容量が足りなくなって、結果的に宇治とか枚方が危ないことになってしまうということがありますので、これはどういう条件だったら出せるのかというのを別途検討する必要がある。場合によっては別に容量を確保するようなことも考えないといけないということで、これは今、具体の答えがあるわけではなくて、そういうことをこれから検討しますということになっています。

もう一方で、下流の宇治の町、京都府なり宇治市長さんなりからは、今はまだ塔の島の改修も済んでない、天ヶ瀬ダムの再開発もできてない、大戸川ダムもできてないという、その宇治の町を守

るメニューが何もできてない中で、洗堰の全閉解消だけが先に出てくるのでは、とてもそんな相談、議論のテーブルに着けないというお話がございました。その辺を議論した結果、その下流が安心して、どこまで安心できるかはありますけれども、いわゆる天ヶ瀬ダム再開発とか大戸川ダムだとか塔の島改修という、宇治より下流を守る一連のメニューができ上がって安心できた時点で洗堰全閉解消の議論のテーブルに着くことができるというお話だったので、洗堰、大戸川ダムの整備を行った後ということが書いてあるので。これは大戸川ダムで全閉解消をしに行くのではなくて、下流の安全を先に確保することで全閉解消の議論が始められるという意味の文章です。

○宮本委員長

あとは、そうすると各例えば大戸川ダムとか川上ダムについては、それぞれまたこれからの説明の中で詳しく説明されるということでもいいですね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

はい

○宮本委員長

それから1点、丹生ダムについては、何か二、三年、調査・研究するという事になっているのですけれども、これはこの原案の中では、ダム形式についてこれから検討するけれども、実施しますということなんですかね、この原案の中での位置づけは。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

はい。

○宮本委員長

そうすると、丹生ダムについての洪水の必要性、緊急性、あるいは環境に対する影響というふうなものも次回以降説明されるということでもいいですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

はい。

○宮本委員長

いいんですか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 河川部長 谷本)

はい。

○宮本委員長

はい、わかりました。ああ、どうぞ。

○河川管理者 (近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 津森)

琵琶湖河川の津森です。これまでにやってきた検討というのは進めますが、まさにその整備計画原案の中で、実施はすることにしていますが、ダム形式とかを検討して総合的に評価すると言っていますので、その段階でまた河川整備計画を見直さなければいけないと思っています。ただ、説明は、これまで我々がやってきた検討、それと両方の案をまだ検討しなければならなくなったという考え方を、これをちゃんと説明したいと考えております。

○宮本委員長

わかりました。この中身ですけれども、個々のダムについてはまだこれから説明があると。それから、宇治川についてもまた説明されると。それから、例えば桂川の掘削をどういうふうな格好でするかというの、それは説明してもらえますよね。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。今この一連の中でその細かな説明も含めてするということは今は考えておりません。もし必要なら、その旨を言っていただければということです。

○宮本委員長

はい、どうぞ。

○綾委員

淀川のことを聞いていいですか。

○宮本委員長

はい。

○綾委員

淀川本川の話で、新淀川の阪神電鉄の西大阪線の橋梁の話がここに出っていますが、これはここに書かれているということは、30年以内に確実に実施できるめどがついたということなんですね。それと、そのほかにも伝法大橋とか淀川大橋とか、阪急電鉄の神戸線橋梁とかと書いてあります。

きょうお示しいただいた流下能力の分布の図がございますね。あれを見ると、何かどうもそれらしいところにこう下がっているというようなところがあって。こちらの方については検討するという話だけになっていて、その後に川上ダム運用とか、その天ヶ瀬ダムの再開発とかということが書いてあるのですけれども、ちょっとよくわからないのは、阪神電鉄のことだけがこう書かれているというのがちょっとよくわからないわけです。

○河川管理者 (近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田)

淀川の吉田です。阪神電鉄の西大阪線がかなりやはり低くて、それからその橋脚も非常に多いと

いうことで、そういう治水上の阻害になっている部分が多いものですから。

○綾委員

それは前から言われておりますよね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 吉田）

ええ。ですからこの整備計画の中で、その架け替えというのを位置づけているということですね。やはりその周辺のまちづくりを含めて、かなり事業そのものも大きなものになってまいりますので、一気に2つも3つもというわけにはなかなかいかなくて、どうしても順番にということになります。ほかの橋についても、当然そういう意味では、その関係者を含めた調整というのは進めていきますけれども、この整備計画の期間内に完了するということまでは現時点でとても言える状況ではありませんので、こういうふうな形にさせていただいているということでございます。

○宮本委員長

それでは、この一番ポイントだった議論のところ、さまざまいろいろな洪水規模も踏まえて、次回以降、データでお示ししながら説明していただくということですので、もう一度これについては仕切り直しといたしますか、やるということにさせていただきたいと思います。

今、6時40分ですので、これもずっとやっているのもあれなので、ちょっと休憩をとりまして、その後、まだきょう説明できてないものを説明していただくということで、順番ではこれは猪名川の治水・防災対策ということになっているのですけれども、休憩の後それをやっていただくということでよろしいですか。

よろしいですか。そしたらそういうことにさせていただきます。

そしたら、庶務の方、ちょっと休憩時間をお願いします。

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは6時55分まで、15分休憩したいと思います。よろしくお願いいたします。

[午後 6時41分 休憩]

[午後 6時55分 再開]

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは会議を再開したいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

それでは、お疲れさまでございます。もう少しですのでよろしくお願いいたします。

それでは、猪名川に関する治水・防災についての説明を河川管理者からお願いします。

2）治水・防災（猪名川）に関する基本的な考え方について

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤）

猪名川河川事務所の伊藤でございます。河川整備計画原案、治水・防災について、特に猪名川についてご説明させていただきたいと思っております。

今回ご説明する部分でございます。「4. 3 治水・防災」としまして、危機管理体制の構築、堤防の強化、それから上下流・本支川バランスに基づく治水対策についてご説明させていただきますが、その前段としまして、少し概要とこれまでの取り組みについて触れさせていただきたいと思っております。

2 ページ目でございますが、猪名川の流域の概要でございます。左に示しましたのが、琵琶湖・淀川水系全体の中における猪名川の位置でございます。一番西の端に位置しておりまして、ほぼ南北方向、北から南に流れ込むような形になっております。猪名川は淀川本川から分派いたします神崎川に流下いたしまして、神崎川となって大阪湾の方に流れ込むという形になってございます。この神崎川につきましては、大阪府と兵庫県が管理しておりまして、その上、猪名川についての直轄管理区間がございます。さらにその上流につきましては、また大阪府と兵庫県の管理区間があるということで、県管理区間に挟まれた直轄管理区間であるということでございます。

次でございますが、2 ページの下でございます。猪名川の水害の歴史ということで、写真、少し古いものがございますが、これまでにかなりの頻度で相当な被害が起こってきたという歴史を持ってございます。

次に、3 ページの上の段に行かせていただきます。これは猪名川流域の都市化の現状でございます。猪名川400km²ぐらいの小さな流域でございますが、大阪万博ころからベッドタウンとして非常に都市化が進んでいったということでございます。

右の方に書いてございますが、自然地ですとか田畑、こういうものが流域の中に多い状況では流域の保水機能が非常に高く保持されまして、少々的大雨が降っても、なかなかそれが一時に川に出ず、洪水になりにくいという特色を持っております。ただし、この流域が相当程度アスファルト化されたり、コンクリートで被覆されたりしますと、降ってきた雨が相当の割合で川に出ると。さらに、その出ていく出方も、降雨から比較的短い時間で出ていくようになりますので、川の方が耐えきれずに川を含めて浸水が起こってしまうという状況を招くこととなります。

このため、猪名川につきましては、川の中だけではありませんでして、流域を含めて治水対策を考えていくという総合治水対策という方法がとられております。

3 ページの下段でございます。総合治水対策のメニューとしまして、流域の対策、河川の対策、

情報・避難体制等というのが位置づけられております。流域の対策につきましては、保水地域、遊水地域、低地地域というのがございまして、保水地域というのは、保水機能を保全するための地域でございまして、自然地についてはできる限りその状態を保全する。それから、開発が行われる場合には、その代替保証として、防災調節池をその開発の規模に応じて新たに設けると、そういったことをすることにより、保水機能を保全しようということをやっております。

また、遊水地域についても同じでございまして、土地利用規制等におきまして、この遊水地の機能の確保を図ってっております。

また、低地地域につきましては、これは人が住んでいるところで、しばしば水がつくということで、内水対策等をやることによりまして、できるだけ解消していこうという方針でございまして。それから、河川につきましては、河川整備、ダム等の施設により対応していくこととしております。また、情報・避難体制等につきましては、主に洪水情報の発信、伝達、それから啓発活動、こういったものを的確に行うことによりまして、減災をしていくという、こういった枠組みで総合治水対策をやっております。

4ページの上段でございまして。今ご説明したことと同じですが、これはイメージ図で示したものでございまして。右側河川整備、調節池のイメージ、保水機能の保全ということで、代表的なのがこういった山林の管理でございまして。

こういったことは、河川管理者が河川法に基づいてだけやるということは不可能でございまして、その下に書いてありますとおり、猪名川流域総合治水対策協議会と、こういったものを設けまして、地方整備局、府県、さらに流域内の市町村、そして一庫ダムの管理者であります水資源機構、こういったものが協議会をつくりまして、お互い役割分担をしながら進めてきているという状況でございまして。

4ページの下段でございまして、これは猪名川流域整備計画、この総合治水の計画でございまして、これに位置づけられているソフト施策でございまして。警報避難システムの確立、水防管理体制の強化等々が記述されておりますが、その1つの代表例としまして、流域浸水実績図、こういったものを公表することによりまして、適正な土地利用等に役立てていただくという趣旨でございまして。

それで、5ページの上段からが河川整備計画の内容に入っていきます。「猪名川における今後の河川整備の考え方」ということで、ハード対策とソフト対策の組み合わせにより、あらゆる洪水に対して被害を軽減していきます。

それから、所要の強度が不足している堤防の補強については、優先して実施することとしており

ます。

その後、猪名川における戦後最大洪水、これは小戸地点での戦後最大洪水でございますが、昭和35年台風16号に伴います洪水を目安といたしまして、猪名川から神崎川、大阪湾まで含めまして、水系一貫の治水安全度の向上を図っていくということとしております。

5ページの下でございます。まず「4. 3. 1 危機管理体制の構築」でございますが、これに関しましては、総合治水対策における取り組みを継続しまして、今後も危機管理体制の強化を図っていきたいと考えてございます。自分で守る、みんなで守る、地域で守るという趣旨に従いまして、例えば適切な情報が早く正確に末端の住民まで伝わるようなシステムについて検討しております。

それから、災害時、水防活動がきっちり行えるよう訓練等を実施しておりますとともに、そういった活動時の拠点としまして、防災ステーションの整備等を行っております。

また、地域で守るとしまして、これは町づくりですが、保水性が高かったり、そういった水害に強い町づくりというものを構築していきたいと考えてございます。

めくっていただきまして、6ページの上段でございます。「堤防の補強」でございます。これは19年、本年8月現在の状況でございますが、調査を行いまして、必要などころに関しましては堤防補強を行ってきております。黄色い背景に侵食対策と書いてあるところに関しましては、まだ事業が行われていないところがございますが、これも優先的に実施していきたいということで整備計画の方を位置づけてございます。

6ページの下段でございます。「上下流・本支川バランスに基づく治水対策」ということで、これは神崎川、猪名川とも分派する川がありますもので、流下能力図を少し縦に織り込みまして、全体でどれだけ流下できるかといったその能力と、先ほどご説明しました戦後最大洪水、35年の洪水の流量を比較したものでございます。目立って流下能力が不足しているところとしましては、一番上流でございますが、黒いところですね、ここが流下能力、狭窄部銀橋と呼ばれる地点の付近の狭窄部でございますが、ここが著しく流下能力が不足しております。それから、神崎川につきましても、目立たないですが、一連区間として流下能力が不足しております。直轄管理区間につきましても、12kmあたり少し赤いのがあいております。このほかにも、ところどころ流下能力が足りないところがございますが、線を太く書いたせいもありまして、余り目立っておりません。ただ、堤防については、ほぼできている状態です。

7ページの上を見ていただきまして、先ほどご説明しました12km地点の直轄管理区間の状況でございます。ここは長らく堤防がなく、川幅も狭いということで水害を受けてきたところがございます。猪名川河川事務所としましても、長年ここに精力を費やして整備を行ってまいりました。そ

の結果、平成22年度には堤防ができると、あわせてここに絹延橋という古い橋がございますが、このかけかえもあわせて、この事業が完成いたします。それによりまして、直轄管理区間というのは無堤地がなくなるという予定でございます。

7ページの下でございますが、その左の流下能力の状況、各地点ごとに示したものでございます。一番下流が神崎川でございますが、ここは流下能力が不足しております。ただ、今大阪府、兵庫県の方で河床掘削による流下能力の確保という状況が行われております。直轄管理区間につきましては、堤防はほぼできております。ただ、砂洲等が発達していることもありまして、流下能力の確保のため、多少の河道掘削が必要であるということで認識しております。

それから、一番右の流下能力の不足しているところでございますが、これが狭窄部上流の多田盆地でございます。ここは、水が流れにくくなっておりますので、その上流が氾濫域となってしまうということございまして、これは昭和58年の洪水時の町が浸水した状況を写真でお示ししております。

8ページの上に行ってくださいまして、こういった上下流のバランス、堤防補強につきましても、緊急にやらなければいけないところにつきましては、あらかじめ終わってきたということをかんがみまして、今後の対策の視点として狭窄部上流と、この対策を図ろうということで考えております。

ただ、この狭窄部については、まず狭窄部上流に流入する流量を極力低減すると、こういった方策が下流に対して影響を与えませんので、まずこの方策について考えております。

1つは新規の貯留施設、それからもう1つは一庫ダムの利水容量の治水転換ですとか、かさ上げによる再開発、それからもう1つは、流域内の先ほど総合治水でお示しましたような貯留施設を多数つくるという案でございます。

ただ、いずれの案も現時点におきましては、めどが立っておりませんし、実現性の面から困難であると考えおります。したがって、一庫ダムにより狭窄部に流入をする流量を抑制しまして、狭窄部より下流の河道整備が十分進捗した時点で、狭窄部を最小限開削して、狭窄部上流の対策を図っていくということが妥当ではないかということで、この方法について以下検討しております。

8ページの下段でございますが、まず狭窄部開削が実施できる条件を考えてございます。戦後最大の洪水が、まず水系一貫として流下できること、そして、人為的流量増による下流河川の破堤は厳禁であるということから、計画降雨規模に引き延ばしました5種類の主要な洪水、これは昭和28年の洪水ですとか、最近では平成16年の洪水パターンが入っておりますが、これを上流から流します。そのとき、現況の状況、狭窄部を開削していない状況と、狭窄部を開削した後の状況で流下するときの水位を比較いたしまして、狭窄部開削による水位の上昇が見られるときには、河道の掘削

をして水位を低下させる等の対策により、その水位上昇をキャンセルするという方針で河道の整備を考えてまいります。

以下、これにつきまして、余野川ダムを建設した場合、余野川ダムをなしで河道だけで対策する場合、これについて比較しながらお示ししていきたいと思っております。

9ページの上段でございます。これはまず戦後最大洪水を流下させるために必要な河道の掘削の範囲でございます。左側が余野川ダムをつくった場合、右側は余野川ダムをつくらない場合です。少し見づらいのですが、この水色の両端矢印の線が入っている範囲が掘削が必要な範囲となります。当然のことながら、余野川ダムがない方が流量が多うございますので、掘削量もふえているという状況でございます。

これは、まだ戦後最大洪水を流しただけでございますので、9ページの下で今度は先ほど説明しました計画規模の5種類の洪水を流してみました。

ダムがある場合には、せいぜい5cm程度の水位上昇しか見られませんでした。ダムがない場合には、4種類の洪水で水位上昇が見られまして、最大では27cmの水位上昇が見られております。これは、このままではまずいので、掘削により手当てしていくということを考えております。

また、その下流の神崎川については、今行われている河道改修が終われば、戦後最大流量も流下できますし、開削による水位上昇というものは見られませんでした。

それを踏まえまして、10ページの上段でございます。戦後最大流量を流して、なおかつその主要な5洪水が流れたときも狭窄部開削による水位上昇が起これないという範囲まで掘削した河道の縦断をお示ししております。左が余野川ダムありでございまして、右側が余野川ダムなし。掘削量はそんなに掘削深は深くはないんですが、余野川ダムがない場合には、ほとんど直轄管理区間全体にわたって掘削の範囲が及びます。

10ページの下でございます。こういった結果を踏まえまして、余野川ダムを実施するケース、しないケースの比較を行っております。平面的に掘削の必要の範囲をお示ししておりますが、ダムをつくる場合は掘削の範囲は狭いのですが、結局余野川ダムの残事業費が必要になります。そういったことを含めてコスト比較しますと、戦後最大洪水への対応としては河道掘削が優位であろうということで考えてございます。

最後20ページでございますが、整備計画にも書いたこととございますが、猪名川の整備方針としましては、河道掘削を実施しまして、これらが完了した後、狭窄部の部分開削を可能とするということとを考えてございます。

これにつきましては、平成17年7月に5ダムの方針ということで、同様な分析をしております。

このときとの違いについて少し触れさせていただきます。

5ダムの方針については、狭窄部開削により総合治水対策対象洪水、これは昭和28年の洪水を1.044倍したものです。それと昭和58年洪水を安全に流下させるとともに、狭窄部下流で堤防天端高を超えない範囲でさまざまな洪水を流しまして、開削による水位上昇が起こらないよう掘削すると、そういったものとダムとの比較をしまして、河床掘削案が有利であるという結論を出しております。

今回は、まず目標洪水が変わりまして、昭和35年の洪水を安全に流下させるとともに、計画規模の主要5洪水を流し、その水位上昇を抑えられる掘削、これを含めた形でダムとの比較をいたしまして、河道掘削案が有利だろうという判断のもと、整備計画原案の方にこれを位置づけたということでございます。

猪名川につきましては以上でございます。

○宮本委員長

ありがとうございました。それでは、ただいまの猪名川につきまして、またこれはどっちにしろ、文書で質問を出していただくこととなりますけれども、若干きょうまだ時間がございますので、きょう特に聞いておきたいということがございましたら、お願いいたします。

○本多委員

本多です。やはり猪名川というところは町の中を流れている川ですので、本当に堤防の後ろに家が張りついているというような、そういう状況の川なんですね。今、もちろん堤防強化というお話が出ていましたので、それはそれでいいのかもしれませんが、しかし、私もこの間、平成16年の台風のときに猪名川を見に行ったときに、説明されるように静かに水がふえて、静かに水が下がるわけではなくて、風とすごい流れで、波打つように恐ろしいような状況があったわけなんですね。

そんな中で、本当に今後どんな台風が来るかわからない。風も風速60mを超えるようなものがどんどん最近あらわれている、そんな状況の中で、川がもっと荒れながら水の量ももっとふえるだろうというようなことも恐らくあり得るだろうと。どんどん今そういう状況が更新されているような状況が片方にありますから。そうすると、やはり猪名川での堤防強化というのが、今までの浸透と洗掘、その問題だけで本当にいいのだろうかという疑問がすごくあるのですね。特に猪名川は本当に恐ろしい状況になるのではないかと。

やはり堤防強化というのは、先ほどからの議論のやっぱりもとに戻ってしまう話なんですけれども、特に猪名川は、私はそれが心配になるところであります。

それと、もう1つ。これは意見になってしまいましたけれども、猪名川はかなり開発が進んでお

りまして、家がどんどん建っています。ですから、幾ら同じ雨が降ったとしても、開発が進んで本来田んぼだったところがコンクリートで固められたら、当然一気に川に出てくる量が変わってきますから、当然同じ雨が降っていても今なら守れるけれども、あそこに住宅がどんどん張りついていったら、同じ雨でも一気に川に出る量というのは変わってくる、そういう状況が恐らくあると思うんですね。

それで、4ページのところを見ますと、保水機能の保全ということで、これは緑を維持していこうという意味をおっしゃっているのだらうと思いますけれども、これは具体的にどういうふうに、どの場所をどういうふうにしようとされているのか、またどんな方法をされようとしているのかというの1つお聞きしたいと、重要な部分だと思いました。

それから、あと、きょうは説明にはなかったのですが、65ページにこれらの対策とあわせて、一庫ダムの操作を見直すということが書いてあります。これについては特に何も説明がなかったのですが、どのようにされるのかということが少しわからないところです。

それと、あとダムのことについては今回当面実施しないといえますか、そういう書き方に、実施時期を検討するというふうな書き方になっていますけれども、他の支川とのバランスというのはどういう状況になったときに、では実施を検討するというふうになるのか、その辺もあわせてお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○宮本委員長

はい、ではお答え願います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤）

猪名川の伊藤でございます。堤防強化については、先ほど河川部長や河川調査官がご説明されましたが、我々も一緒に考えて、何とかそういう方向で考えていきたいと思っております。

それから、市街化による流出の話、これは一応基本方針の方では、ある程度将来的な市街化も見込んで、ただ、見込みですが、流出率を少し高めに安全側で計算してございます。それでもものが解決するというわけではないですが、そういう見込みのもと、こういった保水地域の保全ということもあわせてやっていくというつもりでございます。

それから、一庫ダムの操作につきましては、私、説明が漏れたかもしれません。要は、今一庫ダムというのは $150\text{m}^3/\text{s}$ 放流です。というのは、今狭窄部のところから上流が、非常に流下能力が低いものですから、 $150\text{m}^3/\text{s}$ 以上流すと、そこがダムの放流で影響を受けてしまうという状況で、実際よりは少し絞り過ぎだと思っております。ですから、狭窄部を開削したときには、これを $345\text{m}^3/\text{s}$ まで引き上げたいと。あっ、ごめんなさい。ページは8ページの下段のところ。現況

河道の条件としましては、狭窄部開削前、それと一庫ダム放流量を $150\text{m}^3/\text{s}$ 、それから狭窄部開削後は一庫ダムの放流量を $345\text{m}^3/\text{s}$ ということで考えております。

最後、当面実施の時期ということですかね、余野川ダムを将来どうするかということですか。少なくともこの整備計画期間中は、この河床掘削と狭窄部開削、ここまでやって精いっぱいではないかと思っておりますが、そこからさらに治水安全度を上げようと思いますと、神崎川にあります非常に低い橋梁のかけかえをしないと、上流からの流入を耐えきれないという状況でございます。ですから、橋をつけかえるか、余野川ダムをつくって上から来る流量を軽減するかといった方向での治水安全度の向上の考え方が必要になると思います。ただ、まだいずれがよいかというような判断は、現時点でまだしておりません。

○宮本委員長

よろしいですか。どうぞ。

○本多委員

先ほど、具体的に緑の保全機能を取り組まれるということの、その具体的な場所であるとか方法であるとか、そういうものはどうされるのですかというふうにお聞きしたんですけれども、それは。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤）

伊藤です。大変失礼いたしました。実は、この総合治水の枠組みは、昭和57年から始まっております。それで、そのときの流域整備計画というものに、ここが保水地域ですよ、ここが遊水地域ですよというように指定してございます。それで、こういったところの保全は、実際には河川管理者がみずからの手で、みすからの権限で行うことはできませんでして、結局その市町村なり管理者にお願いして、窓口での規制なり都市計画法や森林法での縛りなりで保全していただいているというのが現状でございます。

○河田委員

流域面積が 400km^2 ということですから、台風の雨だけではなくて、いわゆる局所的な集中豪雨にもそんなに強い流域ではないということになりますよね。そうすると、市街地に降った内水排除、これの負荷は今どうなっているのでしょうか。例えば、ポンプで河道に排出しているのか、その辺の仕組みを教えてほしいのですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤）

伊藤でございます。特に下流流域は、ほぼ下水道が100%近く整備されております。それで、内水につきましては、基本的に下水道の方のポンプで排除することになっておるのですが、やはりパワー不足のところがございます。昨年度も集中豪雨で相当浸水があったということで聞いており

ます。

○河田委員

そうすると、将来的には猪名川の流量への負荷というのは、ふえる方向ではないのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤）

伊藤でございます。基本方針の計画高水流量の算定等におきましては、こういった内水が100%川の方に出されるという前提のもとつくられておりますので、その計画が変わるということはないと思います。

○河田委員

そうすると、市街化がもっと進めば、このグラフで見る限りはかなり落ちついてきているようなんですけども、市街化が進めば当然負荷がふえるわけですよね。そうすると、それが計画高水よりも超えない範囲だとよろしいということになれば、流域の市町村に対する、どういいますか、要請というか、そういうものは国としては何らやらないということになるのでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤）

現在、そういった例えばハイウォーターを超えたら、内水ポンプを停止させるといったようなことにつきまして、我々の方から総合治水協議会の方に提案しているところでございます。ただ、まだなかなか全体の理解が得られないということで、それがルール化されているわけではないのですが、それについては、引き続き皆さんの理解を求めていくということで取り組んでいるところでございます。

○川崎委員

5ページの、先ほどから議論になっていました森林の問題ですが、確かに市街化調整区域の保持というのは、恐らくどこの市町村でも今人口が減ってきて、スプロール化がほとんど行われず、長期的にはこれを拡大するということではなくて、都市計画も見直しが行われると思いますので、大きな意味でそれほど保持というものに力がかかるということではないのでしょうか。森林自体の安定の問題、安定した森林をつくるということの方が、長期的に直接的に大きな課題になってくるのではないかと思います。

私は森林の専門家ではないのですが、例えば針葉樹林なんかを放っておいたりすると、非常に荒れてきて、やっぱり町の里山と、自然の安定した森というのは、照葉樹林の方向へ管理誘導していくなど、大きな原則、とくに森とか林の中の林相をしっかりと守っていくことが重要な課題と思います。場合によっては、その林相を転換していくことも必要であり、例えば国土交通省の六甲の砂防ダムの事務所では、現在そういう林相のあり方を検討しています。安定した利水だとか総合治水、

土砂対策の目的も含めて森林の計画原則を出して、全体の市町村へ連携を働きかけるというところまで一歩進んでやっています。河川の方がそこまで進むかどうかわかりませんが、森林管理、コストの問題、治水、環境に効果があり、技術の問題も含めて、安定した森林をつくる方向に力を入れていただきたいと思います。

○本多委員

その山林のことにに関してなんですけれども、先ほどおっしゃったように、市町村とかにも協力を求めてということで、現在確かに元流域委員の服部先生とか、箕面で言えば、同じ流域の中で山麓保全の活動があったりとか、さまざまところが実はそういう保全の活動をされているんですね。でも、それは別の意味で、例えば景観を守るとか、自然を守るとか里山を守るとかということで、それが最終的に河川にも物すごく大切な役割があるのですよということは意識されていないわけなのです。別の目的で市長村が取り組んでおられると。そういうものが河川にも実は大切なものなんですよということを、やっぱり意識してもらうことが、これは国交省として働きかけがそういう地元での活動に対して必要ではないかと思うんですね。

例えば、NPOの皆さんにも市とNPOは仲よくやっておられますけども、河川管理者もそこはやはりそういうことをわかるように伝えていくとか、もしくはそういういろんなところでやられるNPOの活動を、交流をしながらその中でやっぱり河川との関係も理解してもらおうということが、私は必要になるのではないかというふうに思います。

ついでに、あと2つほどお願いしたいことがあるのですけれども。今、余野川ダムはこの計画中にはという話がありましたけれども、これは中止ではありませんから当然今の資産というものを売却するわけにいきませんから、維持していかなければならないと思うんですね。そうすると、維持管理ということについて、その今の用地をどのようにやろうとされているのか、またその手法とか、住民参加でいろんなことをやろうとされておられるのか、またそれに関して周辺の住民の皆さんと色々な対応とか、例えば27項目とかいろいろあったと思うんですけれども、そういうものについても、延ばすことなく、それはやられようとしてされているのかということも、ついでにあわせてお聞きできたらなど。

それと、あと市道のつけかえとかはどうされるんですかということをちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

○宮本委員長

これは、今答えられますか。

○河川管理者 (近畿地方整備局 猪名川総合開発工事事務所長 松村)

余野川ダムを担当しています猪名川総合開発の松村でございます。今のご質問なのですが、一つ一つというよりはまとめてご説明したいと思います。

将来に向けてダムの予定地をどうするのかというお話なのですが、これにつきましては、現在多目的ダムで余野川ダムは事業をやってございます。利水者が一応利水の必要はないということになっていますので、現在の多目的ダムの基本計画についてはいずれ廃止して、そのタイミングに合わせて将来の維持管理をどうしていくかというのも並行して検討していかなければならないというふうに考えてございます。

それと、27項目というお話だったのですが、26項目が正しくて、もう少し数は減っているのですが、通称26項目ということで、地元のいろんなご要望が出てございます。これについても現在地元と協議をさせていただいているというような状態でございます。

それと、市道のつけかえというお話ですが、市道につきましては、箕面森町、現在区画整理で開発がされていまして、そこで一応1つの道路というのは、東西止々呂美線ができていますし、もう1つの吉川線というのは、これは県道で計画されていますので、これができれば、一応ダムが将来使える道路というのはでき上がるのかなと。実際、ダムサイトのところに入っています北山線という市道があるのですが、これにつきましては、現在もニッテツコウギョウですね、採石場がありますから、そのまま使われているというような状態です。ですから、つけかえを今すぐやるという、ダムでやるという予定はしておりません。

以上でございます。

○宮本委員長

池野委員どうぞ。

○池野委員

池野です。今回の資料は、質問だけさせていただいて、どっちみち多分すぐには答えられないだろうと思いますので、質問だけ何点か。

9ページのダムあり、ダムなしの掘削の比較をいろいろして、掘削案が有利だということなので、当然ながら事業費とか延長とかいろいろな比較をされておりますので、有利だという判断されたバックデータをお示し願いたい。というのは、我々の経験から言うと、河床掘削すれば、井堰とか橋とか、単に掘削だけでなく、いろんな附帯の工事が非常に事業費的には大きくなるのだろうという気はいたします。あわせて、ダムあり、なしの比較なら、余野川ダムの残事業、今までの投下費用と、今後の見込みもあわせて示していただければ、そういう比較の中でわかると思います。

それから、2点目が下流の6ページですけれども、大阪府と兵庫県が管理している区間、この流下能力図があるのですが、多分これは堤防断面をとって高潮堤ですから、非常に高い断面だから、これだけ非常に大きい流下能力があるのかなという気がしていますが、この前も現地視察の中でも橋の低さというのがありまして、特に国道2号線はふだんの満潮時でも桁下がかかるといって低さだと理解しております。ましてや、雨が降ればすぐに桁にかかってくるような非常に低い橋梁です。そこらをどうこの流下の中で考えて、その支障を、どう評価したのかという点がお答え願いたいという。

数字だけ、後で結構ですから、今お答えできなかつたら結構ですけれども。

それから、あわせて、浚渫、河床掘削ですか、府県で行う、そこらの事業費もおつかみになっておられるだろうと思うのですけれども、その辺もわかれば後でお答えいただければありがたいと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤）

コストにつきましては、後ほどお示しさせていただきます。ただ、今まで詰め切っておりませんので、少し概算的なものになるかもしれません。

それから、流下能力の計算も、これは普通の不等流計算でやっておりますが、例えば潜り橋ですと、潜り橋の流下の式というのが水理公式集なんかにありますので、そういったものを使って計算しております。

○宮本委員長

いずれにしても、また質問を出してください。

ほかに、特にということで。澤井先生どうぞ。

○澤井委員

澤井です。想定しておられる洪水の流量規模についてお尋ねしたいのですが、戦後最大洪水である昭和35年台風16号によるものを安全に流下させるということが1つの大きな目標になっていますね。そこで2ページの過去の主要洪水の概要を見ますと、昭和35年の雨が一番多いわけですが、ほかの災害のときに比べて倍近い雨が降っていて、確率にすると非常に低いものを対象にしておられるのではないかと気がするんです。この洪水の確率はどのくらいになっているのでしょうか。今回の整備計画はそれが対象になっていますけれども、さらに計画高水位に対応する洪水の確率はいくらになっているのでしょうか。それから、従来、特に基礎案では、どういう洪水を対象に考えておられたのかを教えてください。

○宮本委員長

それもまたデータで出してください。

○河川管理者 (近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤)

後ほどご説明しますので、よろしいでしょうか。

○宮本委員長

後ほどというのは、次回以降。

○河川管理者 (近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤)

はい。

○宮本委員長

はい、結構です。

○河川管理者 (近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤)

それでよろしいですか。

○宮本委員長

何かありますか、西野さん。大丈夫ですか。

それでは、いいですか、深町委員どうぞ。

○深町委員

4ページの森林との関係もというふうなご質問が出ていたんですけれども、省庁間を越えてどれぐらいの本当に実質的な連携ができていのかというご質問なんです、ある場所で森林の整備がなされていないので、保水というのも大事ですけれども、流木がどんどん川とかに入ってきて、それが非常に災害のもとになるというようなことで、砂防ダムとかを建設することになったというようなことがあって、さらにもっと下流側でまた違う論理でダムなり対策があって、さらに大きな川につながるというようなところで、全部ばらばらで計算して対策を立ててというようなことの接ぎ合わせで、だからトータルでその流域がどうなっているかというふうな連携がほとんどできていないという事例をいろいろ見てきているんですけれども。

この整備計画でいろんなところと連携してやるというふうなことはおっしゃっていますが、実質的に本当に流域を考えた中でのちゃんとしたトータルでの計算とか対策というのが、実際できているのでしょうか。できていないのにここだけで考えていることでは、非常に一面的に過ぎないのではないのでしょうかという質問ですが。

○河川管理者 (近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 伊藤)

伊藤でございます。これは先ほどの川崎委員と本多委員のご質問にもちょっとかかわるかもしれ

ません。はっきり言って、今までの取り組みとしては省庁間をまたいでまでのことはできていなかったと。森林の管理につきましても、市町村を介して、市町村の横断的な部局を介してやっていたわけであって、我々が直接その管理をしていたわけではないということです。今後は、それではやはりいけないのだろうなというのは十分承知しております。省庁間だけでなく、住民やNPOの人たちも巻き込んでしっかりした管理の枠組みをつくっていかねばいけないと思います。

計画の整合性につきましては、これは一応他省庁にも協議はしているんです。協議はしておりますので、我々が勝手に突っ走ってつくっていると、そういうものではないとは思っております。ただ、これについて他省庁への強制力があるかということ、それはちょっとないのかなとは思っています。

○宮本委員長

では、それはまた質問を出してください。

それでは、時間が大分回っていますので、きょうの猪名川に対する治水・防災に対する説明に対する質問ですね、これはまたいつものように、1週間後の9月26日までに庶務の方に出していただくということにしたいと思います。ぜひ、各委員の皆さんあるいは傍聴の皆さん方、お願いしたいと思います。

それで、きょうは大分予定が変わりまして変則的になったのですけれども、先ほどの淀川、宇治川、木津川、桂川についての再質問もあろうかと思うのですけれども、それにつきましては、次回以降でデータを示していろいろと補足的な説明がされるということですので、それをお聞きした後再質問を出させてもらうということにさせていただきます。

あと、次回の委員会が9月26日でございます。この委員会につきましては、きょう説明していただけなかったダムの事業、遊水地の事業、あと残っているのは利水ですか、それを26日には河川管理者からご説明願うということで、その後若干質疑応答するというふうなことにさせていただきます。

1点お願いしたいのは、きょうの今最後のこの猪名川のパワーポイントの資料の、例えば9ページの上の図を見ますと、パワーポイントでつくってもらうのはいいのだけれども、これは何にも読めないんですね。特に次回以降、データを示して、例えば河川の横断図で水位を入れてくれというふうな要望をしているのですけれども、そういったものはこういう格好では、全然これ見えませんので、そこはちょっとパワーポイントで何か突っ込んで説明するというのではなしに、もう少し工夫して、きちっとした図面でわかるようにお願いしたいというふうに思います。

3. 一般傍聴者からの意見聴取

○宮本委員長

それでは、一応きょうの議事については以上ということで、今の、これから一般傍聴の方の意見ですね、いただきたいと思います。

どうぞ、挙手をお願いいたします。

それでは今回はこちらからということで、どうぞ。

○傍聴者（今本）

今本です。私、途中からの傍聴ですので前半は知りませんが、聞きましたところでいいますと、超過洪水に対する議論をされていて、次に瀬田川洗堰の全閉解消の問題の説明がありました。これを聞いていて、河川管理者はもっと真剣に準備をしていただきたい。本日の説明は全く説明になっていませんでした。これは大いに反省してもらいたい。「わかりにくい説明だったと思います」がと河川管理者本人がっています。冗談じゃありません。わかるように説明する努力をしてもらいたい。

次の猪名川ですが、あらゆる洪水に対して被害を軽減すると言いながら、対象洪水だけに限定して検討しております。特に総合治水で言えば、洪水が氾濫した場合にどうするかということへの取り組みが全く欠落しておりますので、この辺をきちんと次回以降説明していただきたいと思います。

また、委員の方をお願いしたい。特に治水関係のことについてはかなり専門的な知識が必要とされますので、治水に関連する委員の方は、ぜひもっときちんと勉強して、わかるまでこの委員会で議論をしていただきたいと思います。中途半端にうなずいてしまわずに、非常にこれは重要なところですので、委員の方はそれだけの責任を感じて議論をしていただきたいと思います。

お願いばかりですが、よろしく申し上げます。

○宮本委員長

では、その後ろ。どうぞ。

○傍聴者（畑中尚）

伊賀市の畑中尚です。河川管理者に要望をしておきたいと思います。

きょう、川上ダムについての説明があるということで来ました。その中で、治水・利水については一応出されているのですが、環境問題については次回ということになっています。環境問題については以前にも出されておりますが、少し変わったところがあるのでしたら、その資料も出して説明は次回というふうをお願いしたいと思っていたんですが、きょうはもう全く何もなかったわけですから、次回一括して川上ダムについての説明をいただけると、これを期待しているところです。

あわせて私は、伊賀における住民意見発表会あるいは住民対話集会、6回ほど持たれました。その中で再三言ってきたのが、私たちの近くにあります大滝ダムの地すべり問題。川上ダムの地質も断層もよく似たことがあるよという指摘があります。これについて、今大滝ダムがどういう現況対策をやられているのか、運用がいつできるのか、川上ダムはそんなことは絶対ないのだということも含めて説明をお願いしたい、こういうふうをお願いをしてきました。ところが一切、大滝ダムについては口をつぐんで言わないわけですね。それを次回に要望しておきたいと思います。現況報告と、いつ大滝ダムというのは運用できるのかどうか。ぜひ報告だけで結構ですので。内容については議論いたしません。

さて、そこで川上ダムについて戻りますが、やっぱり私たちが言ってきた住民の立場からは、科学者ではありません、専門家でもありませんが、住民の立場からいけば、ダムができれば、この利水の分は1 t 411円という水価で、これは三重県企業庁から伊賀市が買い受けると。こんなべらぼうな高い水価で住民が果たして対応できるかどうか。こういうことが言われています。奈良県、西宮市が利水から撤退の方向というふう聞いています。それらも含めて、もう一度ダムのアロケの問題、これをはっきりしていただきたい、このようにお願いもしてきました。ですが出てきたのは、緒元として、91mを90mにする、3万3,000m³の貯水量を200万m³減らす、ただこれだけなんですよ。では、850億円で川上ダムができるのかどうか、恐らくできないでしょう。もう500億円超した使い方をしておりますから。ということも含めて、費用対効果、財政力、そういうようなものを全部、やっぱり適切に実施していくというのなら、そういうものも含めて適切に説明をいただきたいということを要望して、発言にかえさせていただきます。よろしくお願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございました。

では、浅野さん。

○傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。1つは、河川管理者から出される資料、説明についてですが、この中にやはり6年間以上の淀川水系流域委員会の答申やら意見書、提言、そういったものがあるのですから、基礎案ができてからも2年以上にわたってそういう答申、意見書等が出まして、そういうものがあるにもかかわらず、ちょっと説明の中でこういう自分たちの説明する項目はどれに対応してそれを反映したり、あるいはこういうふう違うのだということが良くわかるようにしてもらいたいんですね。

そして、私たちに配られている資料というのはカラーではありません。だから、非常にわかりに

くい。なおかつ小さな文字で読めないものもあります。河川管理者やら委員たちはカラーであって、その他大勢は非常にわかりにくい資料だということはわかっておられるはずなんですね。これ、改善できないんですか。これは皆モノクロになるとわかりにくいから、もっとモノクロでもわかりやすいようにうまく編集したりするという、そういう努力はできないんですか。これが1点と。

「川が川をつくるのを手伝う」と、そういう基本的な考えで臨むということなんですが、これは違いますよね。皆狭窄部を開削するという形で、「川でない人間が川を変えようとする」のがやはり今回の説明の中にある基本ですよ。つまり、このように実際は説明とか哲学というものが現実の計画原案とは違うということを私はしっかり感じました。その辺を根本から考え直していただきたい。そういうことです。

○宮本委員長

今の1つ、資料のカラーを何かどうにかならんかという話ですよ。それで、これはカラーコピーをやるとすごくコストがかかりますから、この流域委員会はそれでなくてもコストが高いと言われているので、そこはちょっと私は無理かなと思うんですけども、ただ白黒でもわかるような、ぜひその工夫を、できるだけ結構なので、そこはお願いしたいというふうに思います。

○傍聴者（浅野）

この前の段階の、つまり委員会のこれまでの成果を対応させて、表示するという事も言って下さい。

○宮本委員長

それはもう当然説明の中で、今までの意見だとかそういうことは踏まえてご説明願うということですのでよろしくお願いします。

そしたらこちらで、どうぞ。

○傍聴者（寺川）

前委員の寺川といいます。よろしくお願いします。

私はこれまで委員をさせていただいていたわけですが、今回原案が出されて、啞然としております。というのは、基礎案が出て、それで基礎案をつくるまでに非常に時間をかけて審議をしてきたわけですね。さらに基礎案に基づいて審議をして意見書を整備局に出した。ですから、ことしの1月に休会になったわけですが、当然その審議に基づき、あるいは我々の流域委員会の意見書に基づいた原案が出てくると、このように思っていたわけです。当然なプロセスだと私は思っているわけですね。それで今後、住民の声を聞くとか、あるいは自治体の首長の声を聞くということはあるわけですが。

しかし、少なくとも、これまでは淀川水系流域委員会の委員会で、委員の議論と、それからこうしてきょうもお見えになっていますけれども多くの河川管理者と議論を重ねてきた、その蓄積がこの原案には生かされていない。これは一体何なんだと。では、我々委員はあの貴重な時間、エネルギーを費やしてやってきた、そのことが生かされずして、もう何ともやりきれないです。まず、それを強く思っております。

こういうことでは、やはり国交省に対する信頼というのが再び失われる。やっぱり信頼できる国交省になろうとすれば、当然そういったプロセスを重視しながら整備計画をつくっていただかないと未来がないと言わざるを得ないというふうにまず感じております。

それで、きょう1つ思ったのは、洗堰の全閉操作ですけれども、これは非常にいいことではないかと基本的に思っておりますが、ただきょうの説明の中で、いわゆる大戸川ダムと関連はないと、関係はないというような管理者の説明があったように聞いたんですが、しかし、この原案の中で、65ページですね、その「6)琵琶湖及び琵琶湖流入河川等」という項目がありますが、その中ほどにこの記述があります。「現在下流において被害のおそれが生じる場合には瀬田川洗堰の全閉操作を行うこととなっているが、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、3)の宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする。ただし」とあるわけです。これを読みますと、大戸川ダムは当然今回の全閉操作に位置づけられているというふうに理解するのが普通ではないかと思うのですが、こここのところ、本当のところは何なのかそはっきりしていただきたいと思えます。

○宮本委員長

それは先ほど河川部長の方から説明があったので、もし先ほどの説明ではまだわからないということがあったら、再度またご質問でも出してください。我々もまたもう一度どっちみち議論しますけれども、一応説明はありました。

○傍聴者(寺川)

その説明をはっきり聞いてなかったのかな。済みません。ちょっとここ、書いてあるのはそういうふうに書いてあるので関連はあるのかなと思って。

○宮本委員長

ちょっとさっき説明があったものですから。

○傍聴者(寺川)

ああ、そうですか。

○宮本委員長

うん、また。

○傍聴者（寺川）

では、また議事録を見てください。

○宮本委員長

そうそう。もしわからなかったら、またご質問ください。

あとこちら。その後ろの方の女性の方、はい。

○傍聴者（畑中昭子）

伊賀市の畑中昭子です。伊賀地方の豊かな自然を未来に引き継ぐために、川上ダム建設に固執するのではなく、新たな発想のもとで河川整備計画が策定されることを願っています。今回出されました河川整備計画原案に対しまして、私たちNPO法人伊賀・水と緑の会は、参考資料を含めて19ページの意見・提案をまとめまして、本日提出しましたので、よろしくご検討ください。次回、その検討についてのご意見を聞かせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。

では、お願いします。

○傍聴者（細川）

尼崎市の細川です。私はまさにこの猪名川の流域です。三角州の中に住んでいます。輪中堤に守られている地域です。先日、地域の方と今一番危ないと思われる箇所です。堤防が破堤したとしたらというハザードマップをつくりました。もし私たちの町でどこか1カ所でも堤防が破堤すれば、町のすべてが水没します。一番深いところは5mです。下流側にある駅の周辺は3mを超えます。その地域に集中して、平屋や2階建ての老人世帯が多く住んでおられます。どんな被害になるか想像がつかますか。

河川管理者は浸透と侵食の対策さえ済ませれば、その後は上流の開削をしますと言います。十分安全だと言います。けれども、この数年に大水害が起こっているのは、ほとんどは越水による破堤です。四、五百年に1遍というような洪水に突然見舞われて多くの方が被災されているんです。もしそんなことになれば、これから先、もし私の町で破堤があれば、この河川整備計画に協力して委員まで務めた私は一体地域の方に何とわびればいんでしょう。

ダムから遠い下流域の地域の住民は、今もし新潟や福井や円山川や由良川のような洪水が自分の地域で起こったらどうなるかとおびえています。どうして越水対策ができないんですか。下流域の

住民にとっては本当に堤防こそが命綱なんです。堤防の破堤の原因は80%までが越水ではありませんか。越水に対して堤防がもろいということに真正面から向き合って河川整備計画を策定してほしいんです。お願いします。

○宮本委員長

はい、ありがとうございます。

では、こちらの方。

○傍聴者（佐川）

高槻市の佐川と申します。手元にきょうは整備計画の原案は持ってきておりませんが、議論をいろいろお聞きしていて、何か初歩的なことが見逃されているのではないかなという感じがしました。

というのは、たしかこの原案で淀川流域の人口が1,100万でしたか。それと、給水人口については1,600万か1,700万か、ちょっと記憶が定かではありませんけれども、その説明がございました。それが、この計画原案の目標年次である30年先に、一体人口が幾らになる見通しなのか。給水人口についてもですね。その辺のところを、これは河川管理者としては手元にデータがなくても、国としてはいろんな見通し数字を持っていると思うので、多分それを踏まえて原案もおつくりになったのだらうと思うんですけども、そのご説明を受けていないわけですね。

ですから、例えばきょうお話の出ました猪名川流域で、これから市街化が進むのか進まないのかということも、人口がふえるのかふえないのかにもかかわってくると思いますね。あるいは、河川敷のゴルフ場が30年先ということは、団塊の世代が90歳になることになります。この発言している私なんかとっくにこの世からいなくなっています。それでしかも人口構成がその時点でどういう見通しなのか、そのときに一体ゴルフをやる人間が今よりかふえるのか減るのか、あるいは利水の量についても全部関連してくると思いますので、ぜひその辺のところは、当然そういうデータをお手元にお持ちの上で原案をおつくりになっていると思いますので、単純なことですけれども、そういった目標年次における人口の見通しですね、そういったこともお示しいただければありがたいなというふうに思います。以上です。

○傍聴者（酒井）

京都桂川流域の住民の酒井です。きょうのお話、原案の説明を聞き、質疑応答を聞いていると、金額的なものが具体的なものが出てこないんですね。河川管理者。これ全部、原案で幾らになるんですか。金額的に明示してください。その方が、流域住民はどれだけの負担がなるのか、府県、市町村の負担がどれぐらいになるのか、補助金が幾らになるのか、わかるんじゃないか。ぜひ次回は

具体的な数字を出してください。

あと2点ありますが、基礎案をどうするこうする、原案との違いを示す、この辺がおかしいと言う意見がありました。今まで、基礎案の中で整備シートなるものが行政執行されて、今日まで来ております。いろんな工事が進行しています。その金額が幾らかかったのか。失敗した工事もあるでしょう、見直しの工事もあるでしょう。河床掘削の話も出ました。一体幾ら、府县市町村なり整備局が、特に国がどれだけの金を使ってどういう誤りを犯したのか。正しい正しいとおっしゃっていますけれど、基礎案でやってきたことと原案と整合性がないように思います。その対比をぜひ次回お示し願いたい。

それから、説明責任の話であります。近畿地方整備局の中でどれだけアカウンタビリティー(説明責任)について議論がされているのか。国交省のホームページには具体的に数字も出て一時議論にもなりました。近畿地方整備局で、どれだけこの内容について職員の中で話がされておって、かつ具体的にこの原案と基礎案との間でどういう誤りがあるのかも含めて話し合いがなされているのかどうか、その辺をぜひ具体的に出してください。黙って座って話を聞いているだけでだめですよ、職員の皆さん。全部、金がかかるとるんです。流域委員会が金がかかると言いますが、あなた方が座っているだけでどんどんメーター(経費)が、上がっているのです。住民と本当に対話して、税金も使い、皆さんに協力をお願いするわけです。それが無い河川整備計画では、近畿地方整備局は全国の笑い者になります。以上です。

○宮本委員長

あとは。もうよろしいのでしたっけ、こちらは。いいですか。では、以上ですね。

4. その他

○宮本委員長

はい、大変長い時間ありがとうございました。もう限界ですので終わりたいというふうに思います。

再度もう一回確認ですけれども、猪名川の治水・防災に関する質問は9月26日までに庶務の方に出していただきたいということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。それでは、これで委員会は終わりたいと思います。

庶務、お願いします。

○庶務(日本能率協会総研 前原)

では、庶務より今後の委員会スケジュールについてちょっとお伝えいたします。「その他資料」

をご参照ください。9月21日金曜日1時より第89回運営会議、9月26日水曜日16時半より第63回委員会が開催予定となっております。10月以降につきましては資料の方をご参照いただければと思います。以上でございます。

5. 閉会

○庶務（日本能率協会総研 近藤）

これをもちまして淀川水系流域委員会第62回委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

なお、出入り口のご案内でございますが、このみやこめっせですね、出口に向かって左側の方の玄関はもう閉まっておりますので、右側の方の玄関からお出になってください。右側の方ですね。右側の方の階段から上がった玄関から出いただくようお願いいたします。以上です。

[午後 8時15分 閉会]

■議事録承認について

第74回運営会議（2006/8/31 開催）にて、議事録確定までの手続きを以下のように進めることが決定されました。

1. 議事録（案）完成後、発言者に発言内容の確認を依頼する（確認期間 7日間）。
2. 確認期限3日前に庶務より期限のお知らせ連絡を行う。
3. その際、確認期限を経過した時点で、発言確認がとれていない委員に確定することをお伝えし、お名前を議事録に明記したうえで、確定とする。